

宅地建物取引士資格試験に係る協力機関への推薦希望団体募集要項

1 協力機関の概要

宅地建物取引士資格試験（以下「宅建試験」という。）は、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第16条により、都道府県知事に実施の義務がありますが、法第16条の2により、国土交通大臣の指定する者に、試験事務を委任することができることとされ、現在、全都道府県知事が一般財団法人不動産適正取引推進機構（以下「機構」という。）に試験事務を委任しています。

機構は、試験事務の一部である、都道府県ごとの受験申込受付及び試験監督等の事務を委託する団体を「協力機関」としており、この協力機関の選定は、各都道府県知事の推薦に基づきます。

このたび、本県では、令和7年度から5年間の協力機関への推薦希望団体を募集します。

2 協力機関の業務

(1) 募集・受験申込受付業務等

業務内容	備考(令和6年度試験の神奈川県実績)
ア 試験案内(申込書)の配布場所の確保	・試験案内設置箇所数: 241箇所(書店、学校、 公共機関等)
イ 受験申込の受付・審査・補正指示 宅建試験システムを使用して、インターネット申込及び郵送申込の受付と審査、データ入力等を行い、不備がある場合は補正指示を行う。	・受験申込者数: 27,759人
ウ 申込者からの問合せ・苦情等への対応	

(2) 試験実施業務

業務内容	備考(令和6年度試験の神奈川県実績)
ア 試験会場の確保 地域バランスを勘案しつつ、受験申込者数に応じた会場数を確保するため、複数の大学等と交渉し、不足なく必要な試験会場を手配する。 会場確保の際には、身障者の受験も考慮する。	・試験会場確保数: 20施設(大学等) 407試験室 ・受験申込者数: 27,759人
イ 試験監督員等の手配・業務指導 受験申込者、試験会場数に見合った現場責任者、試験監督員及び補助員を不足なく手配・確保し、業務マニュアルを作成するとともに、試験前の適当な時期に説明会等を開催し必要な業務指導を確実に実施する。	・試験監督員等総数: 1,545人

<p>ウ 試験会場所在地の関係公共機関等との連絡調整 事件、事故等に備え、試験会場ごとに管轄警察署、 消防署及び最寄りの鉄道駅その他関係公共機関と 連絡調整を行う。</p>	
<p>エ 試験会場の運営・管理 災害時等非常時の対応の確認、試験会場の準備、 当日の設営作業、試験監督等試験の実施、受験者数 の報告及び試験終了後の整理等を行う。</p>	

※ 業務の詳細については、協力機関となった後に、機構から具体的な指示があります。

3 応募資格

次の要件をすべて備える者としてします。

- (1) 法人格を有していること。ただし、営利追求を目的とする法人でないこと（公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人のうち、法人税法第2条9の2号に規定する非営利型法人）
- (2) 宅建試験の受験講座など、試験実施の公正・公平を損なうような業務を行わないこと（子会社等関連組織に行わせる場合も含む）
- (3) 神奈川県内に常設の事務所を有すること
- (4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団でないこと
- (6) 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等でないこと
- (7) 宅建試験の適正かつ確実な実施に必要な組織体制・人員及び経理的基礎を有すること
- (8) 「2 協力機関の業務」に記載の業務を的確に行う意欲・能力を有していること

4 応募方法

次のとおり応募書類を提出してください。

- (1) 受付期間
令和6年11月5日（火）から同月29日（金）まで
ただし、土、日及び祝日を除く（郵送の場合当日必着）
受付時間 8：30から17：15まで
- (2) 提出方法
次の提出先に、応募書類の持参又は郵送のいずれかの方法によりご提出ください。なお、提出された応募書類の内容等に不明な点がある場合は、問合せをすることがあります。また、必要に応じ、追加資料の提出や応募書類についてのヒアリングを求める場合があります。

【応募書類】

- ① 推薦希望申請書（様式1）
- ② 法人に関する概要書（様式2）及び過去三期分の財務諸表
- ③ 法人の定款

- ④ 官公庁が発行する書類（3か月以内に発行された原本に限る）
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・次の税目に係る直近年度の納税証明書（滞納していないことの証明書）
法人県民税・法人事業税、消費税及び地方消費税
- ⑤ 一般社団及び財団の場合は、非営利型法人の要件に該当することが確認できる書類
- ⑥ 神奈川県内の常設の事務所に関する概要書（様式2の2）

【提出部数】

各1部

(3) 提出（問合せ）先

〒221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階
神奈川県県土整備局事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所（宅建指導担当）

TEL：045-313-0722

FAX：045-272-6480

フォームメール：

<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007~u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=5804&accessFrom=null>

（※フォームメールとは、神奈川県ホームページから、県に質問等をお送りいただくことができる仕組みです。送信の際は、返信用のメールアドレスを入力してください。）

(4) 質問及び回答

この募集に係る質問は、令和6年11月5日（火）から同月11日（月）までに書面又はフォームメールで、上記(3)の問合せ先まで送付してください。

なお、回答は、令和6年11月14日（木）までに書面又は電子メールで全ての応募者に送付する予定です。（11月15日以降に応募した者には、随時提供します。）

5 被推薦団体の選定方法

(1) 選定方法

神奈川県県土整備局内に設置する「宅地建物取引士資格試験に係る協力機関の推薦団体選定委員会」において、被推薦団体を1団体選定します。

(2) 評価基準

評価基準は別紙のとおりです。

6 その他

(1) 機構との委託契約について

機構との委託契約は、県が機構に協力機関を推薦した後、機構と被推薦団体との間で締結します。

なお、令和6年度の当初契約金額は、98,221千円（精算前）です。（試験会場の会場費、試験監督員等の人件費を含みます。）

試験事務の再委託について：試験事務の処理を他の者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ書面により機構の承諾を得なければなりません。

(2) 宅建試験システムについて

本業務では、パソコンを使用して、機構が指定するサーバにインターネット回線で接続してデータ作成等を行います。使用する OS、ブラウザは以下のとおりです。

OS	ブラウザ
Windows 10 以降	Edge

(3) 応募書類等の取扱い

応募書類等は、被推薦団体の選定のみで使用し、県で厳重に管理します。

(ただし、法令等により提出を求められた場合を除きます。)

受理した応募書類等は返却しませんので予め御了承ください。

また、選定結果に関わらず、応募書類作成費用等は支給しません。

(4) 協力機関の推薦の見直し

協力機関の推薦は、試験事務を開始した年から5年経過後に見直しを行います。

なお、推薦後に試験実施に重大な支障が生じるなど協力機関として不相当であることが判明した場合は、5年の経過を待たずに推薦を取り消すことがあります。

宅地建物取引士資格試験 年間スケジュール

(時期は例年のイメージのため、実際と異なる場合があります)

		R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10
試験スケジュール										受付開始 (インターネット、郵送)	受験者が試験 会場の確認 (インターネット、専用ダイヤル。下旬～)		受験票送付 (初頭) 試験実施(第3日曜日)
協力 機関 の 事務	募集・受験 申込受付 業務	試験案内 配布場所 の確保	→							受験申込の受 付・審査・補正 指示	→		
	試験実施 業務	試験会場 の確保	→							申込者からの 問合せ・苦情 等への対応	→		
											試験監督員等 の手配・業務 指導	→	試験会場の運 営、管理
												試験会場所 在地の関係公共 機関等との連 絡調整	

(様式 1) ※紙幅が足りない場合は、適宜様式を編集してご記入下さい。枚数の制限はありません。
 ※斜体の注意書きについては、削除していただいてもかまいません。

神奈川県知事 殿

宅地建物取引士資格試験に係る協力機関の推薦希望申請書

令和 年 月 日

申請者	団体名		
	代表者役職・氏名		代表者印
	所在地		
連絡担当窓口	(ふりがな) 氏名		
	所属(部署名)		
	役職		
	所在地	〒	
	電話番号 (代表・直通)		
	FAX番号		
	E-mail		

※紙幅が足りない場合は、適宜様式を編集してご記入下さい。枚数の制限はありません。
※必要に応じて記入した事項の詳細を説明する資料を添付して下さい。

事業実施体制等

(1) 試験会場の確保

※試験会場の確保について、どのような観点から、どのような場所をどのくらい確保するのか記入してください。

(2) 試験案内の配布場所の確保

※どのような観点から、どのような場所に確保するのか記入してください。

(3) 試験事務の運営体制

① 組織体制の整備

※機構との協議や試験の事前準備のため、どのような組織体制、責任体制を整備するのか記入してください。

② 個人情報管理への対応

※受験申込者に係る個人情報の情報流出などに対するセキュリティ対策について記入してください。

③ 受験者からの問合せ等への対応

※受験者からの問合せ等について、適切に対応するための工夫について記入してください。

④ 試験監督員等要員の確保及び指導等

※試験監督要員等の要員は、どのように確保するのか、また、要員に対する指導、研修をどのように行うのか記入してください。

⑤ 公正な試験の実施

※公的資格試験を公正に実施するため、関係者の法令等遵守（コンプライアンス）の確保についてどのような配慮を行なうかについて記入してください。

(4) 国家資格試験（注1）及び法定講習（注2）（以下「試験等」という。）を過去5年以内に実施した実績

※過去5年以内に試験等を実施した実績があれば、試験又は講習の名称、実施時期、試験等事務の内容、受験者又は受講者数などを表に記入してください。

《表》

試験又は講習の名称	実施時期	試験等事務の内容 (該当番号に○を付ける)	受験者又は 受講者数	特記事項
		1. 試験等の実施機関である(注3) 2. 試験等の実質的な事務を行った(注4) 3. 試験等の補助的な事務を行った(注5)		
		1. 試験等の実施機関である(注3) 2. 試験等の実質的な事務を行った(注4) 3. 試験等の補助的な事務を行った(注5)		
		1. 試験等の実施機関である(注3) 2. 試験等の実質的な事務を行った(注4) 3. 試験等の補助的な事務を行った(注5)		

- (注) 1. 国家資格試験とは、「法令に基づいて、国や地方公共団体（以下「国等」という。）若しくは国等から委託・委任・指定等を受けた機関が実施する資格試験」をいう。
2. 法定講習とは、「国家資格を取得・更新するために、法令に受講を義務付けされた講習」をいう。
(試験の準備のために受講する任意の講習は該当しない。)
3. 国等から試験等の実施について、法令に基づいて直接委託・委任・指定等を受けているもの。
4. 試験等実施機関から直接委託を受け、試験等会場の確保・受付・試験等当日の事務等を行い、団体名を受験者・受講者に明示しているもの。
5. 団体名を受験者・受講者に明示することなく試験等に協力しているもの。

(5) 宅建試験の実施に関するその他の提案

※宅建試験の実施に関して、その他具体的な提案があれば記載してください。

(6) 組織の社会貢献

① 社会貢献活動の実績

※これまでの組織の社会貢献活動（障害者や女性の社会進出、文化活動など、活動の分野は問いません。）の実施状況について記載してください。

※これまでの神奈川県内の宅建業の発展や宅地建物取引における消費者保護に資する活動実績があれば、記載してください。

② 今後の社会貢献活動の予定

※協力機関になった以降に予定する組織の社会貢献について記入してください。

※今後の神奈川県内の宅建業の発展や取引士の質的向上、宅地建物取引における消費者保護に資する活動予定があれば、記載してください。

(様式2) ※記入欄の幅が足りない場合は、適宜様式を編集してご記入下さい。枚数の制限はありません。

法人に関する概要書

団体名				
所在地	〒			
ホームページURL	http://			
設立年月日		基本財産、資本金、 基金等	百万円	
従業員数	人			
主要業務				
その他関連団体				
役員・評議員・理事・監事の構成	役員・評議員・理事・監事名 (上段にフリガナを記載)	性別	生年月日	役員・評議員・理事・監事の 所属する会社名及び業種
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
(財団の場合) 主な出捐者	出捐者名		出捐割合 (%)	
(特記事項)				

*本表の他、過去三期分の財務諸表を添付して下さい。

*生年月日の年は元号で記載してください。

(様式2の2) ※記入欄の幅が足りない場合は、適宜様式を編集してご記入下さい。枚数の制限はありません。

神奈川県内の常設の事務所に関する概要書

事務所名				
所在地	〒 神奈川県			
ホームページURL	http://			
設置年月日				
従業員数				
開業時間等	:	~	:	定休日
主要業務				
その他関連団体				
役員等 (注) の 構 成	役員等名 (上段にフリガナを記載)	性別	生年月日	役員等の所属する会社名及び業種
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
(特記事項)				

* 神奈川県内の常設の事務所について、この様式を提出してください。

* 神奈川県内の常設の事務所が複数ある場合は、事務所ごとに別葉で提出してください。

* 上記記載事項を満たしている書類がある場合は、この様式に代えて提出することができます。

* 生年月日の年は元号で記載してください。

(注) 県内業務の一定の意思決定権限を有する者又は業務の執行状況を監督する者等

評価基準

評価項目	評価基準	評価の視点	満点	
(1) 試験会場の確保	試験会場及び使用教室(以下「試験会場等」という。)の確保数、試験会場等を確保するに当たっての考え方	1 令和6年度並み以上の規模で試験会場等を確保しようとしているか。 2 試験会場として適当な施設であるか。 3 地域的なバランスを考慮しているか。 4 受験者数が令和6年度実績を上回った場合の対応について検討しているか。	10点	
(2) 試験案内の配布場所の確保	配布場所確保数及び確保にあたっての考え方(集客性、地域バランス、継続性等)	1 令和6年度並みの規模で試験案内の配布場所(249箇所)を確保しようとしているか。 2 場所の確保に当たっては、利便性や集客性を考慮しているか。 3 地域的なバランスを考慮しているか。 4 配布場所の新規開拓を考えているか。	5点	
(3) 試験事務の運営体制	① 組織体制の整備	機構との協議や試験の事前準備のための組織体制及び責任体制	1 機構との協議や、試験の事前準備(試験場確保、申込書の配布及び受験申込受付を含む)を円滑に行うための組織体制となっているか。 2 責任体制が明確になっているか。	15点
	② 個人情報管理への対応	情報流出などに対するセキュリティ対策	1 情報セキュリティに関する諸規定が整備されているか。 2 具体的なセキュリティ対策が実施されているか。 3 従事者に対するセキュリティ対策に係る研修体制が整備されているか。	10点
	③ 受験者からの問い合わせ等への対応	受付事務等における問い合わせ及び苦情に対する対応	1 問い合わせに対応する体制が適正に整備されているか。 2 応対マニュアル等の作成、受付業務に係る研修体制が整備されているか。	10点
	④ 試験監督員等要員の確保及び指導等	試験監督員等要員の確保の方法、確保数及び業務指導	1 試験監督員等要員の確保の方法が適正か。 2 令和6年度並みの試験監督員等要員を確保できる見込みはあるか。 3 受験者数の増加や試験会場数が増加した場合の対応策を考えているか。 4 試験監督の業務内容を理解し、適切な指導方法を講じられるか。	10点
	⑤ 公正な試験の実施	1 試験監督員等要員の確保の方法が適正か。 2 令和6年度並みの試験監督員等要員を確保できる見込みはあるか。 3 受験者数の増加や試験会場数が増加した場合の対応策を考えているか。 4 試験監督の業務内容を理解し、適切な指導方法を講じられるか。	1 関係法令の遵守に対する考え方、理解が適切かつ十分であるか。 2 必要な諸規定類が整備され、職員に周知徹底され遵守できる組織体制となっているか。 3 個人情報保護に関する考え方が確立しており、職員の研修に配慮する等、個人情報を適切に管理しながら協力機関連業務を行う見込みがあるか。	10点
(4) 国家資格試験(注1)及び法定講習会(注2)(以下「試験等」という。)を過去5年以内に実施した実績	試験等を過去5年以内に実施した実績	法人として過去5年間、試験等事務実施の実績があるか。ある場合、その実施形態はどのようなものか 1 試験等の実施機関として事務を実施(注3)。 2 試験等の実質的な事務を実施(注4)。 3 試験等の補助的な事務を実施(注5)。	5点	

評価項目		評価基準	評価の視点	満点
(5) 宅建試験の実施に関するその他の提案		宅建試験の実施に関するその他の具体的な提案	宅建試験の実施に関して、受験者に対するサービスの向上等その他の具体的な提案がされているか。	10点
(6) 組織の社会貢献	① 社会貢献活動の実績	これまでの組織の社会貢献活動の実施状況	1 社会貢献の実績があるか。 2 神奈川県内の宅建業の発展や宅地建物取引における消費者保護に資する社会貢献であったか。	5点
	② 今後の社会貢献活動の予定	協力機関になった以降に予定する組織の社会貢献	1 協力機関としての事業の利益を使用して社会貢献事業を実施するか。 2 上記で実施する事業は神奈川県内の宅建業界や取引士の質的向上、宅地建物取引における消費者保護に資するものであるか。	10点
合計				100点

- (注) 1. 国家資格試験とは、「法令に基づいて、国や地方公共団体(以下「国等」という。)若しくは国等から委託・委任・指定等を受けた機関が実施する資格試験」をいう。
2. 法定講習会とは、「国家資格を取得・更新するために、法令に受講を義務付けされた講習会」をいう。(試験の準備のために受講する任意の講習は該当しない。)
3. 国等から試験等の実施について、法令に基づいて直接委託・委任・指定等を受けているもの。
4. 試験等実施機関から直接委託を受け、試験等会場の確保・受付・試験等当日の事務等を行い、団体名を受験者・受講者に明示しているもの。
5. 団体名を受験者・受講者に明示することなく試験等に協力しているもの。